

令和7年第1回農業委員会臨時総会議事録

令和7年8月26日(火)第1回臨時総会を市役所南庁舎1階1A1B会議室に招集した。

農業委員12人

会長	18番	仲田 清志	会長職務代理者	1番	神山 順一
	2番	赤井 勝利		4番	西村 勉
			6番	平 利一	7番 奥津 忠和
			9番	井藤 孝久	
				13番	山田 條一
14番		森 立夫	15番		安達 利延
17番		藤本 彰	16番		信谷 昌吾

推進委員 6人

1番		谷岡 貴寿	3番		泉 登
4番		溝尾 美恵子	5番		三輪 金樹
10番		妹尾 元弘	6番		妹尾 良和

欠席委員10人

3番		小田 正廣	5番		奥津 賢司
10番		宮本 武博	11番		藤川 雅
2番		兒玉 公治	7番		後藤 保夫
9番		逸見 則夫	8番		倉脇 敏弥
			12番		小川 広文
			8番		大原 砂利

議事 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

協議事項

その他

事務局職員(書記)

事務局長

小寺 俊一

主査

福田 洋介

主任

真治 将史

(開会時刻 午前 10 時 00 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第1回臨時総会を開催いたします。本日の出席は18名です。欠席は、3番小田委員、5番奥津委員、8番倉脇委員、10番宮本委員、11番藤川委員、12番小川委員、推進2番兒玉委員、推進7番後藤委員、推進8番大原委員、推進9番逸見委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、おはようございます。急な臨時総会でご迷惑をおかけます。担当委員の小田さんは今週岡山へ出張のため不在です。21日に申請人と話をして現地確認をしております。以上です。
福田主査	それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、4番西村委員、6番平委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認を8月21日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は千屋実、現況地目は田3筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、木の伐採作業及び搬出に伴い、作業道及び原木置場としたいため。です。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。利用期間は許可日から2年間です。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正で、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件については、緊急の再審査ということで、8月21日午後5時ごろに私と、地区担当の小田委員と事務局で現地の確認をしております。小田委員も立会説明も受けて納得されております。 これについて、ご意見ご質問はございませんか。6番平委員。
平委員	申請人●●●さんは、事後処理は確認されているのですか。
会 長	その話も確認しました。私も総会の次の日に今、千屋井原地内でも作業されているのでその関係者、地区の取りまとめ役の方に話を聞いた

	ところ今のところ問題ないと言われておりました。何回か地元の方が碎石が田に入っているとかの苦情はありました。という案件は聞いていますが作業が終わったら綺麗に農道は農道として使えるようにする話はできていますといわれてました。その前の分も大体できているのではないかとということでその部分の件については問題ないということです。側溝が農道に大体付いていますが、側溝が壊れたら修繕しますということになっていると話を聞いてます。今回の件についても、農道の脇に水路が入ってます。農業用水が3本あり●●地区の田、全てを賄っています。今、水を止められたら困るようです。農繁期、水が必要な時期には農道を通らない、十分注意し施工をすると申請人●●●から話を聞き、念書を取るかこの件については詰めて話をしたので問題ないと思います。以上です。 その他、ありませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第38号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。 続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
真治主任	念書の件ですが、事務局の方で作成しそれを●●●さんに確認していただき署名、押印をいただき念書を出していただいております。以上です。
会 長	他にありますか。
真治主任	農地利用状況調査を11月末までによりしくお願いいたします。以上です。

会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。 7 番。
奥津(忠)委員	念書の内容は。
小寺局長	念書につきましては、今回の作業道の目的ということで作業道の利用に際して作業道周辺、水路の修繕責任の所在を明確化することで様式を作成しました。事業者については、作業道として使用する農道や又は水路が工事の実施等で破損した場合には速やかに修繕を行うという内容です。破損の費用は、事業者が負担し、その他内容に関しては第三者へ漏洩しないとかです。壊した所は修繕していただく、事業者の責任で直していただく内容となっております。
会 長	結果的に、申請者と地元委員とあまりコミュニケーションがとれてなかったようです。基本的には申請人が地元委員に連絡すること、申請書に代理人として名前が記載されてます。事務局へお願いし徹底していただこうと思います。 他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。 ないようなので、神山代理、閉会の挨拶をお願いします。
神山代理	皆様、忙しい中お疲れ様でした。（閉会挨拶）
(閉会時刻 午前 10 時 12 分)	

令和7年9月10日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____